

役員等報酬および費用弁償規程

社会福祉法人 あじさいの会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あじさいの会(以下「法人」という)定款第9条、第24条に基づき、法人の役員および評議員、評議員選任・解任委員(以下「役員等」という)の報酬および費用弁償に関する事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員が法人及び事業所の運營業務に従事したときは、別表1に基づき報酬等を支払う。ただし、役員が職員である場合は、これを支給しない。

2 評議員、評議員選任・解任委員が法人及び事業所の運營業務に従事したときは、別表2に基づき報酬を支払う。

3 前項の報酬の額は、その者が職務に従事した日数に応じて別表1及び2に基づき支給額を計算しその都度支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人業務に従事もしくは旅行したときは、職員旅費規定に準じて実費弁償費を支払う。

附則

1 この規程は平成29年6月12日から施行する。

別表 1

理事、監事

	額
理事会等会議への出席	1回 5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1回 5,000円
理事長手当	年額 100,000円
監事手当	年額 50,000円
監事監査手当	1回 10,000円

別表 2

評議員、評議員選任・解任委員

	額
評議員会等会議への出席	1回 5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	1回 5,000円
評議員選任・解任委員会等会議への出席	1回 5,000円